

余裕教室の活用状況（平成21年5月1日現在）

1. 余裕教室の活用状況

（単位：室） ※上段は余裕教室数（活用教室数・学校施設以外への活用・未活用教室数）に占める割合（単位：％）

学校区分	余裕教室数 ①	活用教室数 ②	学校施設以外への活用										未活用教室数 ①ー②	活用計画あり	活用計画無し
			学校施設としての活用	社会教育施設等	備蓄倉庫	児童福祉施設		放課後子ども教室等	社会福祉施設	その他(廃校含む)					
						保育所	児童館等								
小学校	100%	99.0%										1.0%			
		100%	92.0%	8.0%								100%	67.0%	33.0%	
				100%	8.4%	8.8%	1.2%	2.8%	65.5%	4.4%	8.8%				
	40,209	39,827	36,658	3,169	266	280	39	90	2,076	139	279	382	256	126	
中学校	100%	99.2%										0.8%			
		100%	98.7%	1.3%								100%	76.9%	23.1%	
				100%	31.1%	23.6%	1.5%	0.0%	1.5%	6.7%	35.6%				
	20,893	20,720	20,453	267	83	63	4	0	4	18	95	173	133	40	
合計	100%	99.1%										0.9%			
		100%	94.3%	5.7%								100%	70.1%	29.9%	
				100%	10.2%	10.0%	1.3%	2.6%	60.5%	4.6%	10.9%				
	61,102	60,547	57,111	3,436	349	343	43	90	2,080	157	374	555	389	166	

2. 学校施設としての活用の内訳

（単位：室）

学校区分	学校施設としての活用	児童・生徒のためのスペース						その他のスペース	教職員のためのスペース		
		学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	特別教室等の学習スペース	児童・生徒の生活・交流スペース	心の教室カウンセリングルーム	授業準備のスペース			地域への学校開放を支援するスペース	学校用備蓄倉庫等	
小学校	36,658	32,445	15,707	9,255	4,889	813	1,781	4,213	2,155	1,106	952
中学校	20,453	18,204	8,882	4,471	2,647	1,167	1,037	2,249	1,436	330	483
合計	57,111	50,649	24,589	13,726	7,536	1,980	2,818	6,462	3,591	1,436	1,435

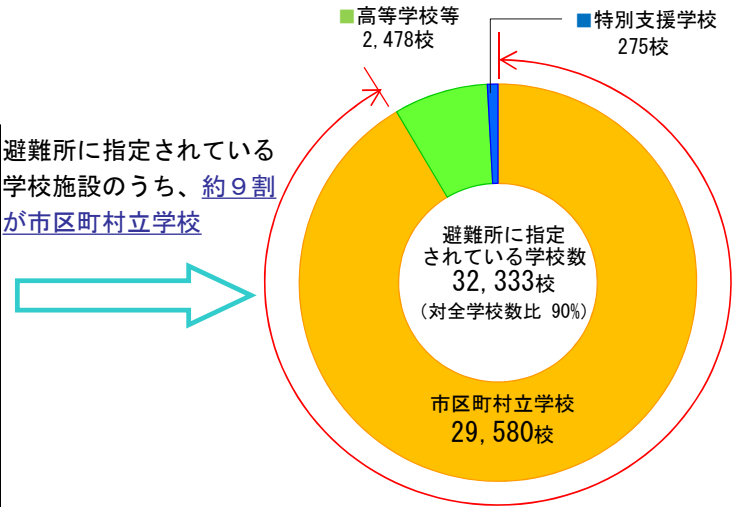
避難所に指定されている学校数

全公立学校のうち、約9割が避難所として指定

避難所に指定されている学校数

学校種別		全学校数 （校）	避難所指定学校数 （校）	割合 （％）
市区町村立学校		31,642 29,675 (29,995)	29,580 27,822 (27,997)	93.5 93.8 (93.3)
都道府県立学校	高等学校等	3,578 3,338 (3,385)	2,478 2,348 (2,286)	69.3 70.3 (67.5)
	特別支援学校	868 813 (805)	275 268 (230)	31.7 33.0 (28.6)
合計		36,088 33,826 (34,185)	32,333 30,438 (30,513)	89.6 90.0 (89.3)

・上段は、平成24年5月1日現在の全国の数値
・中段は、平成24年5月1日現在、（）内は平成24年5月1日現在で、いずれも岩手県、宮城県、福島県分を含まない数値



※ 学校施設の防災機能に関する実態調査（国立教育政策研究所文教施設研究センター）
※ 平成24年5月1日現在

○ 国立教育政策研究所において、公立学校の施設の防災機能に関する実態調査を実施。（岩手県、宮城県、福島県を除く。）

5. その他

避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況

公立学校の89. 6%が避難所に指定されているものの、
避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していない

避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況

項 目	市区町村立学校			都道府県立学校						計		
	避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)	高等学校等			特別支援学校			避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)
				避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)	避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)			
防災倉庫/備蓄倉庫 (学校敷地内)	29,580	11,731	39.7	2,478	599	24.2	275	84	30.5	32,333	12,414	38.4 (35.2)
防災倉庫/備蓄倉庫 (学校外設置を含む)		14,392	48.7		639	25.8		86	31.3		15,117	46.8 —
屋外利用トイレ		19,793	66.9		1,887	76.2		150	54.5		21,830	67.5 (65.7)
体育館のトイレ		23,941	80.9		1,676	67.6		193	70.2		25,810	79.8 (78.0)
体育館の多目的トイレ		5,660	19.1		433	17.5		101	36.7		6,194	19.2 —
校舎の多目的トイレ		12,193	41.2		1,291	52.1		203	73.8		13,687	42.3 —
通信装置		12,327	41.7		532	21.5		71	25.8		12,930	40.0 (30.2)
自家発電設備等		7,830	26.5		863	34.8		206	74.9		8,899	27.5 (18.0)
貯水槽、プールの 浄水装置、井戸		9,888	33.4		852	34.4		98	35.6		10,838	33.5 (29.7)
要援護者のスペース		10,216	34.5		1,163	46.9		140	50.9		11,519	35.6 —
女性のプライバシー に配慮したスペース		9,836	33.3		1,041	42.0		123	44.7		11,000	34.0 —
体育館のスロープ		12,753	43.1		911	36.8		170	61.8		13,834	42.8 —
校舎のスロープ		14,489	49.0		1,412	57.0		201	73.1		16,102	49.8 —

※ 学校施設の防災機能に関する実態調査
(国立教育政策研究所文教施設研究センター)
※ 平成24年5月1日現在

6. 参考資料

(参考1) 目標耐用年数について

●建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	鉄筋コンクリート造	
	高品質の場合	普通品質の場合
学校	Y。100以上	Y。60以上

●目標耐用年数の級の区分の例

級	代表値	範囲
Y。100	100年	80～120
Y。60	60年	50～80

(参考2) 建築物の部位・部材の計画更新年数

区 分	種 別	名 称	計画更新年数※ (年)
屋 根	屋根露出防水	屋根 アスファルト露出防水	20
外 部	外壁仕上塗材	外壁 複層仕上塗材	15
内 部 仕 上	壁ーボード	内壁 せっこうボード張り	30
建 具	外部アルミニウム建具	外部建具 アルミ製引違窓	40
電 力	蛍光灯	照明器具 蛍光灯 埋込・下面開放F H F 3 2 W× 2	20
	分電盤	分電盤 (主幹 3 P 2 2 5 A、分岐 1 8 回路)	25
通信・情報	拡 声	スピーカ 天井埋込形	20
給排水衛生	給水給湯配管；配管類	ビニル管 (H I V P、給水) 3 0 A	20
	機器：タンク類	鋼板製貯湯タンク	20
換 気	換気機器：送風機	消音ボックス付送風機	20

※計画更新年数：計画的に更新が必要な年数を示し、建築部材協会・設備メーカー調査等をもとに算出されたもの
〈出典〉「平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト」 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部，
編集・発行：財団法人建築保全センター，発行：財団法人経済調査会（平成17年9月発行）

(参考3) ライフサイクルコストについて

ライフサイクルコスト（LCC）のうち、運用管理段階に発生する保全費、修繕費、改善費や運用費（光熱水費等）を含む運用管理費（ランニングコスト）は非常に大きく、初期の建設費（インシャルコスト）の4～5倍に達する例もある

※LCC(ライフサイクルコスト):企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階にわたる建築物の生涯に必要な全てのコストを指す

図1: 建物LCCの概念

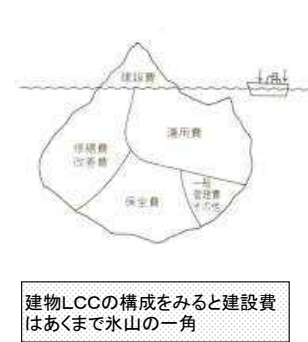


図2: LCCの内訳

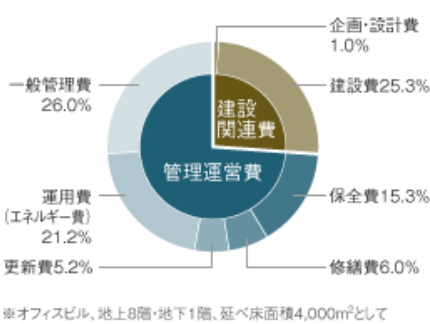
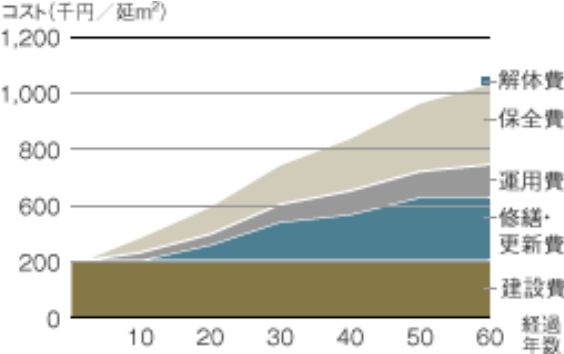


表1: 中規模事務所建築物のLCCモデル(65年間のLCCモデル)

大区分	中区分	コスト(千円)	占有率(%)	
企画設計コスト	建設企画コスト	3,328	0.1%	建設コスト 1/4程度
	現地調査コスト	3,092	0.1%	
	用地取得コスト	2,017	0.1%	
	設計コスト	43,904	1.2%	
	効果分析コスト	728		
	環境管理コスト	728		
	設計支援コスト	2,887		
(小計)		56,684	1.6%	
建 設 コスト	工事契約コスト	1,109		維持修繕・ 運営管理で 3/4程度
	建設工事コスト	918,634	25.1%	
	工事管理コスト	14,931	0.4%	
	施工検査コスト	754		
	環境対策コスト	967		
	建設支援コスト	4,268	0.1%	
	(小計)	940,663	25.7%	
運用管理コスト	保 全 コスト	794,710	21.7%	維持修繕・ 運営管理で 3/4程度
	修 繕 コスト	869,545	23.8%	
	改 善 コスト	78,351	2.1%	
	運 用 コスト	483,538	13.2%	
	一般管理コスト	187,226	5.1%	
	運用支援コスト	187,226	5.1%	
	(小計)	2,600,596	71.1%	
解体再利用コスト	解 体 コスト	38,498	1.1%	
	再利用 コスト	19,928	0.5%	
	環境対策コスト	322		
	(小計)	58,748	1.6%	
総 計		3,656,691	100.0%	

図3: LCCの経年推移イメージ

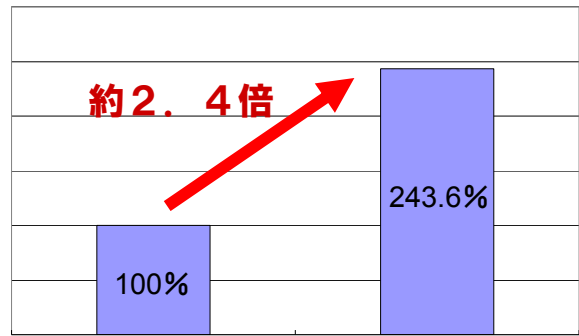


出典 図1、表1: 「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省官庁営繕部監修)
図2、図3: (社)建設設備維持保全推進協会編「ビルディングLCビジネス百科」

(参考4) 公共施設の更新等に関する推計・需要増大が懸念される施設

公共施設の将来更新費用は現在の2.4倍と推計
また、約65%の地方公共団体が学校施設の更新需要増大を懸念

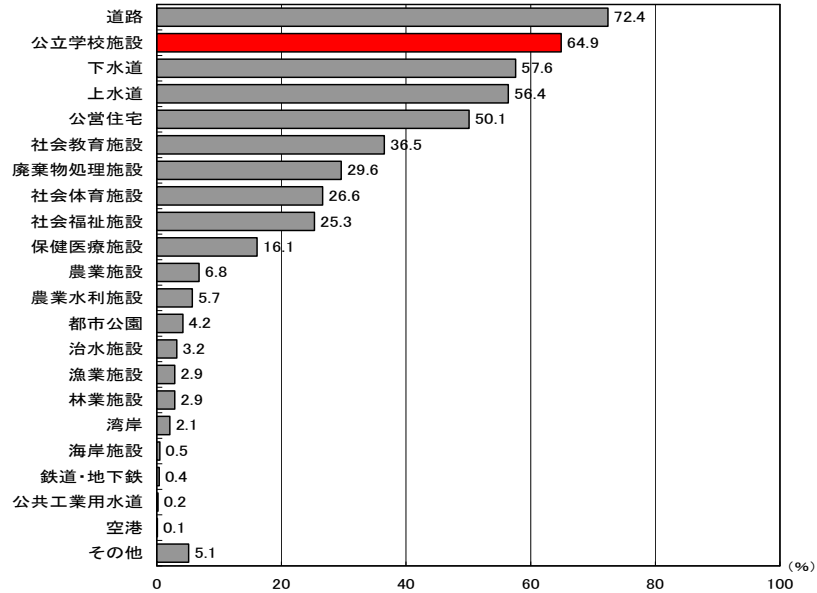
●現在の既存更新額に対する将来の1年当たりの更新費用の割合
～公共施設（学校、公営住宅等）～



※ 「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」 総務省 平成24年3月

※ 市区町村が現在保有する公共施設（学校、公営住宅等）を建設・整備した年度から、それぞれ設定された耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して、試算の翌年度以降40年度分の更新費用をそれぞれ試算。（公共施設は30年で大規模改修、60年で建て替えるものと仮定）（調査協力市区町村111団体）

●今後、社会資本の維持管理・更新需要の増大が懸念される施設



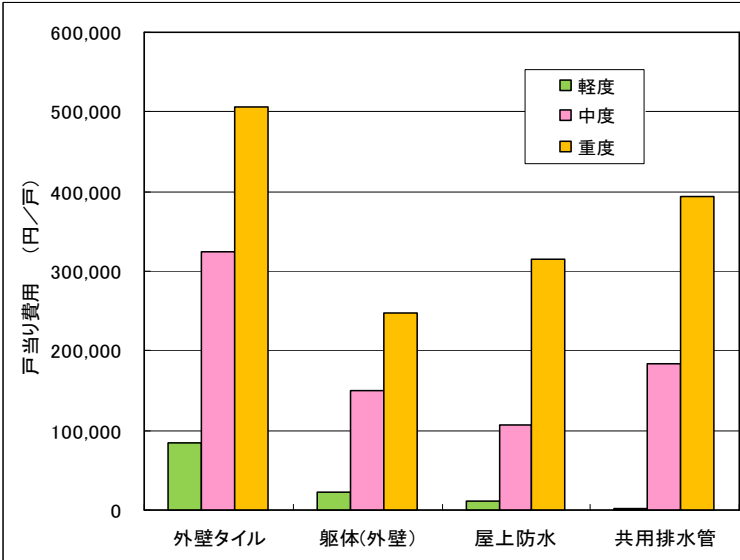
※ 「社会資本の維持管理及び更新に関する調査」 総務省 平成24年2月

※ 全市区町村1,750団体（平成22年8月31日現在）を対象に、自計申告方式（調査対象者自身に調査票へ記入してもらう調査方式）により実施。（回答：1,381団体）

(参考5) 予防保全と事後保全のコスト比較（イメージ）

劣化が進行するに従い、適用技術の高コスト化、補修範囲の拡大により改修費用は増大する

(参考)劣化度に対して適用される工法による概算改修工事費の試算(マンション等共同住宅の場合)※



左のグラフに対応する適用技術と補修範囲

部位	劣化度	適用技術	補修範囲
外壁タイル	軽度	張替工法(部分)	壁全体の5%
	中度	張替工法(部分)	壁全体の20%
	重度	張替工法(部分)	壁全体の30%
躯体(外壁)	軽度	ひび割れ補修工法(被覆工法、充てん工法)	ごく一部
	中度	表面処理工法(中性化抑制) +断面修復工法(鉄筋腐食補修)	狭範囲
	重度	表面処理工法(中性化抑制) +断面修復工法(鉄筋腐食補修)	広範囲
屋上防水	軽度	かぶせ工法(露出防水)	部分
	中度	かぶせ工法(露出防水)	全面
	重度	アスファルト露出防水の改修工法 (既存防水層全面撤去後に新規防水層の再施工)	全面
共用排水管	軽度	排水管高圧洗浄工法	一式
	中度	排水管更生工法 (反転挿入による雑排水管更生)	一式
	重度	排水管一般更新工法	一式

※国土交通省「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会(第3回) (平成24年5月16日開催)」
“資料2-5共同住宅の再生のための技術(耐久性・耐用性)2劣化状況に応じた修繕・改修技術の適用⑤劣化状況による改修工事費の比較”から抜粋

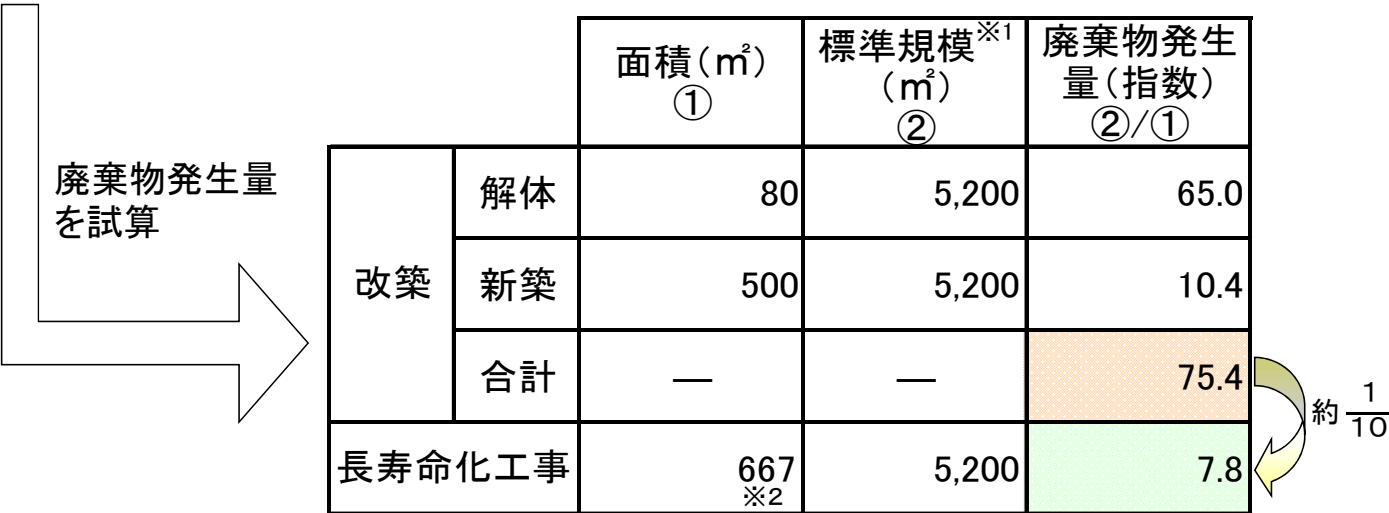
(参考6) 改築・改修時の廃棄物発生量

改築工事から長寿命化工事にシフトすることで、
建設廃棄物の排出が約10分の1に抑制される

解体・新築・改修時に発生する建設廃棄物が同量程度となる規模

解体時	床面積	80㎡
新築時	床面積	500㎡
修繕・模様替	金額	1億円

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令(平成12年政令第495号)第2条より



※1 全国公立小中学校の保有面積平均値(平成23年度公立学校施設実態調査報告)
※2 長寿命化工事 15万円/㎡として試算

(参考7) 保有面積と修繕費の関係について(試算)

年間修繕費の全国平均値は約600円/㎡。10%の余剰面積があった場合、
現状ベースでも当該部分の修繕費は1設置者当たり約450万円/年になる

小中学校における修繕費(全国平均値)

年間修繕費 (百万円)	総面積 (千㎡)	平米単価 (円/㎡・年)
99,000	163,000	607

修繕費の構成: ペンキの塗り替え、屋根・窓ガラスの修繕、設備等の修繕など

修繕費: 平成22年度地方教育費調査報告書(平成21会計年度)
面積: 平成21年度公立学校施設実態調査報告

(参考)

余剰面積を校舎面積の10%と仮定した場合の、
当該部分の1校当たりの年間修繕費(試算)

平米単価 (円/㎡・年)	余剰面積 (㎡)	年間修繕費 (千円)
607	420	255

余剰面積: 平成21年度公立学校施設実態調査報告における
全国小中学校の校舎面積の平均値約4,200㎡から算出

1設置者当たりに換算すると
年間約450万円

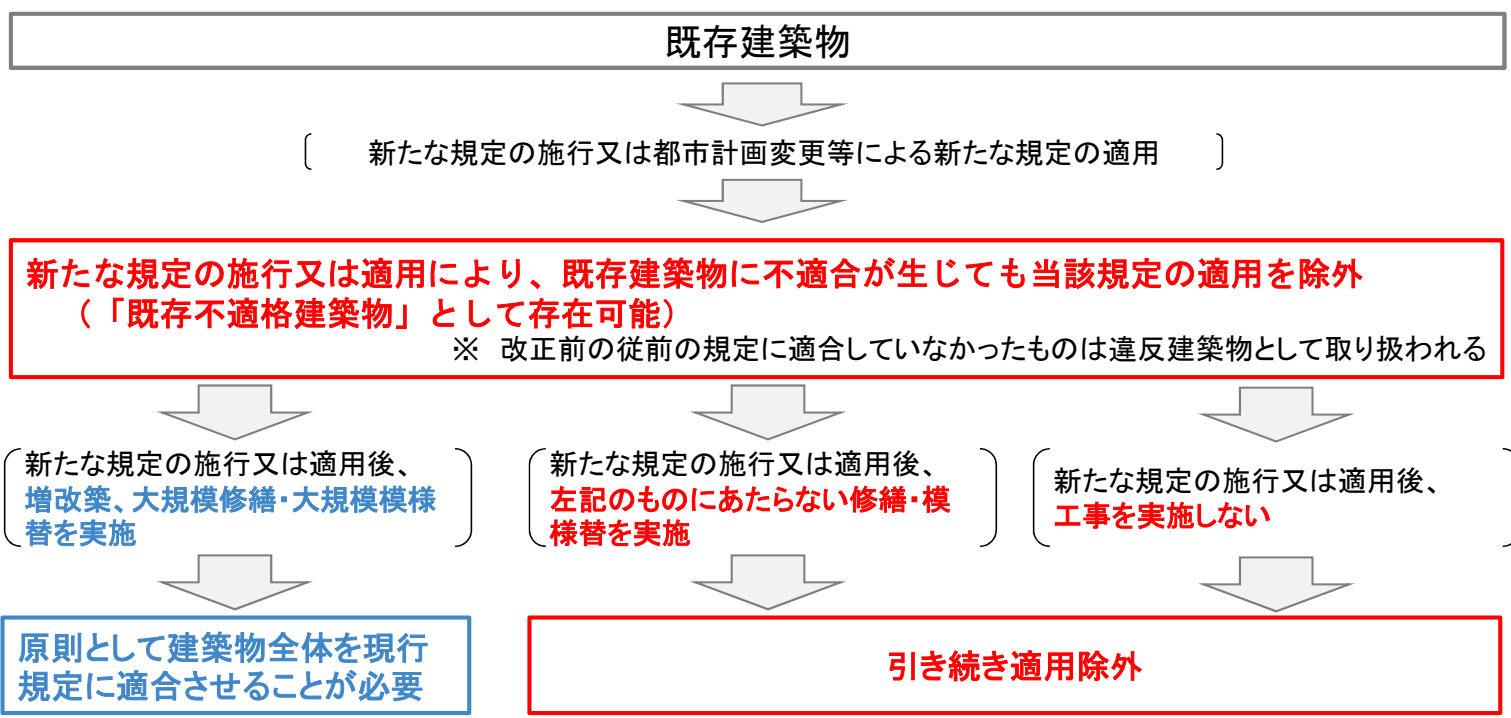
平成21年5月1日時点の設置者数1,800
全国小中学校数32,043校から算出

(参考8—1) 既存不適格建築物について (国土交通省資料)

既存不適格建築物

既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、**新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物については、新たに施行又は適用された規定のうち適合していないものについては適用を除外することとし、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとしている**

< 既存不適格建築物に関する規定の適用について >



(参考8—2) 既存不適格建築物の増改築、大規模な修繕・模様替に係る緩和措置 (国土交通省資料)

建築基準法では、既存不適格建築物の増改築等を行う際に、原則として、既存部分の現行基準への適合を求めている。しかしながら、以下の増改築等については既存部分への適用緩和措置を受けることができる。
増改築等の際の既存部分への現行基準の適用を緩和するほど、改修によるストックの有効活用は円滑化される一方で、既存部分の性能向上が先送りされてしまう側面を有する。(建築基準法第3条、第86条の7)

【既存部分への現行基準の全面適用が緩和される範囲】

	増築		改築		大規模な修繕・模様替
構造規定	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接続し増築する場合	一体的に増築する場合	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接続し改築する場合	一体的に改築する場合	全て (危険性が増大しないもの)
	既存部分の1/2以下の増築 (既存部分が耐震診断基準(新耐震基準を含む)に適合することが必要)	既存部分の1/2以下の増築 (構造計算で全体の構造安全性を確認することが必要)	既存部分の1/2以下の改築 (既存部分が耐震診断基準(新耐震基準を含む)に適合することが必要)	既存部分の1/2以下の改築 (構造計算で全体の構造安全性を確認することが必要)	
防火・避難規定	50㎡以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)		50㎡以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)		全て(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)
衛生規定	全て (増築に係る居室が現行基準に適合すればよい)		全て (改築に係る居室が現行基準に適合すればよい)		全て (大規模な修繕・模様替に係る居室が現行基準に適合すればよい)
用途規制	既存部分の1/5以下の増築 (用途変更を伴わないことが必要)		全て (用途変更を伴わないことが必要)		全て (用途変更を伴わないことが必要)
容積規制	自動車車庫等は既存部分の1/5以下の増築		自動車車庫等は既存部分の1/5以下の改築		全て

(参考8-3) 建築基準法における増改築等の解釈について (国土交通省資料)

増築

1の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること(床面積を追加すること)をいう。

改築

建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。

大規模の修繕

建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいう。(法第2条14号)

「修繕」とは、既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。

大規模の模様替

建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいう。(法第2条15号)

「模様替」とは、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事をいう。

※主要構造部 (法第2条5号)

壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くもの

参考 詳解建築基準法 (監修 建設省住宅局、編集 日本建築センター)

公立小中学校における将来の更新費用の試算①

試算の際に仮定した条件

I. 推計の対象

- 公立小中学校の非木造の校舎・屋内運動場・寄宿舎

II. 長寿命化改修を実施しない場合

1. 既存ストック

- 保有面積は公立学校施設実態調査の結果を元に算出。
- 築 20 年以上の建物面積のうち、1 割は改修済、4 割は一部改修済、5 割は未改修。（参考：公立学校施設実態調査）
- 保有面積は 30 年間で 15% 減少。（学校基本調査より公立小中学校数は平成 3 年度から 20 年間で約 10% 減少。平成 3 年度：35,152 校→平成 22 年度：31,346 校）。

2. 改修・改築時期

- 築 50 年で全て改築。
- 築 25 年で 6 割が大規模改修（全面）、4 割が一部改修。（参考：公立学校施設実態調査）

- ・ 築 51 年以上の建物は今後 5 年間で均等に改築。
- ・ 築 41 年以上 50 年までの未改修（一部改修済含む）建物は、改築の時期が近いことから、大規模改修は実施しない。
- ・ 築 31 年以上 40 年までの未改修建物は、今後 10 年で均等に一部改修を実施。
- ・ 築 21 年以上 30 年までの未改修（一部改修済含む）建物は、これまでの改修実績を踏まえ、改修を実施。

3. 単価

改修・改築単価は、改築：25 万円/㎡、大規模改修（全面）：12 万円/㎡、一部改修：6 万円/㎡

III. 長寿命化改修を実施する場合（II. と異なる点）

1. 改修・改築時期

- 築 50 年で 2 割が改築、8 割が長寿命化改修。長寿命化改修したものは築 75 年で改築。

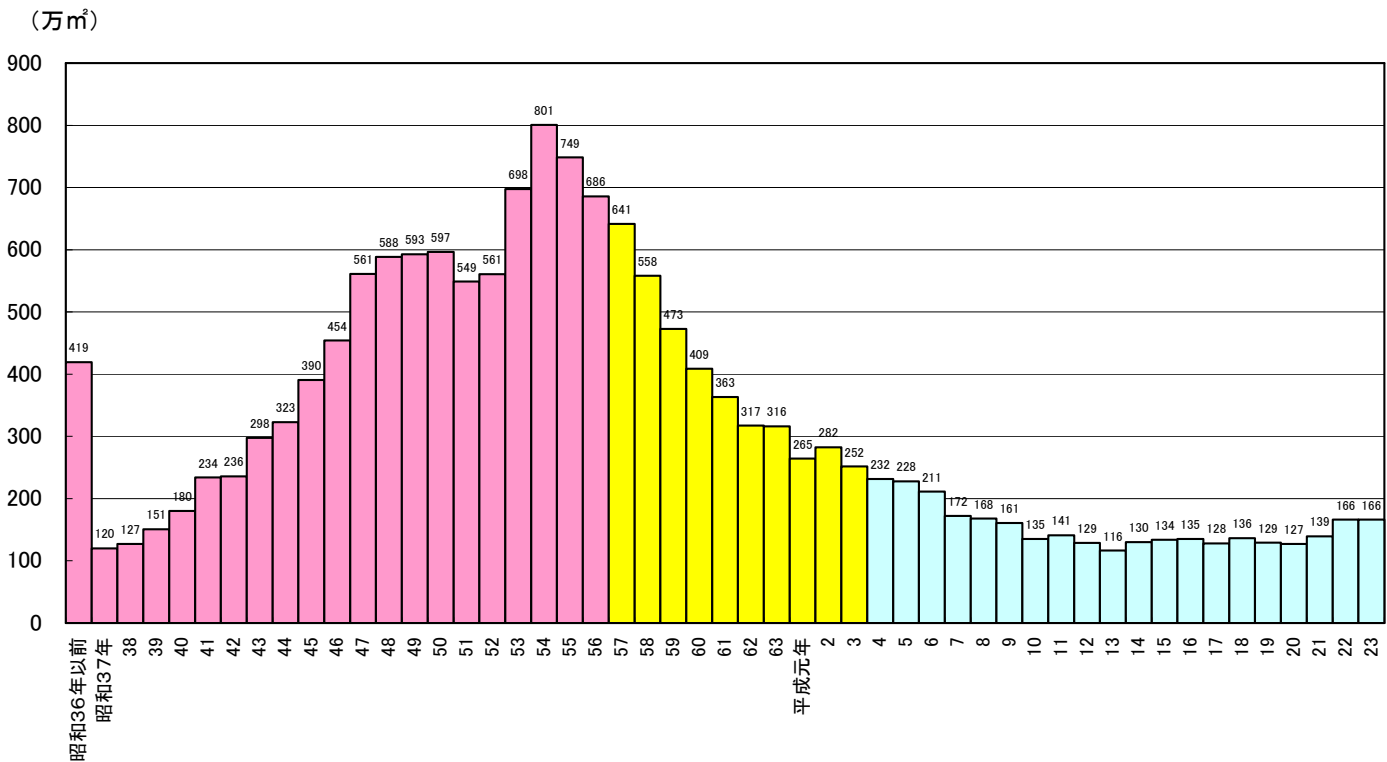
- ・ 築 51 年以上の建物は長寿命化改修を行わない。

2. 単価

- 長寿命化改修単価は改築単価の 6 割。

公立小中学校における将来の更新費用の試算②

公立小中学校非木造建物の築年別保有面積

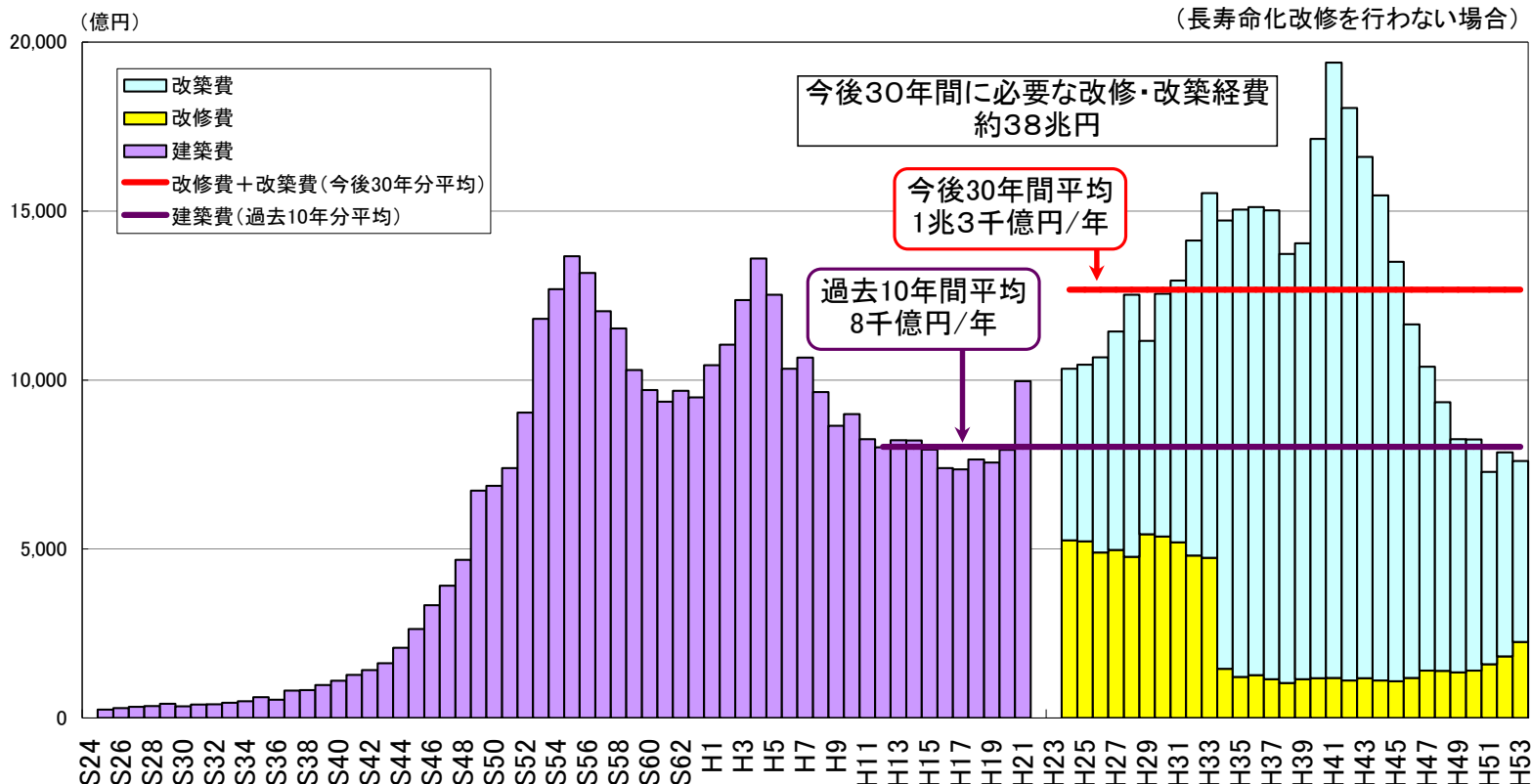


経年	50年以上	45～49年	40～44年	35～39年	30～34年	25～29年	20～24年	15～19年	10～14年	5～9年	0～4年
建築年	S 36以前	S 37～S 41	S 42～S 46	S 47～S 51	S 52～S 56	S 57～S 61	S 62～H3	H4～H8	H9～H13	H14～H18	H19～H23
	1961以前	1962～1966	1967～1971	1972～1976	1977～1981	1982～1986	1987～1991	1992～1996	1997～2001	2002～2006	2007～2011

※ 公立学校施設実態調査を元に作成

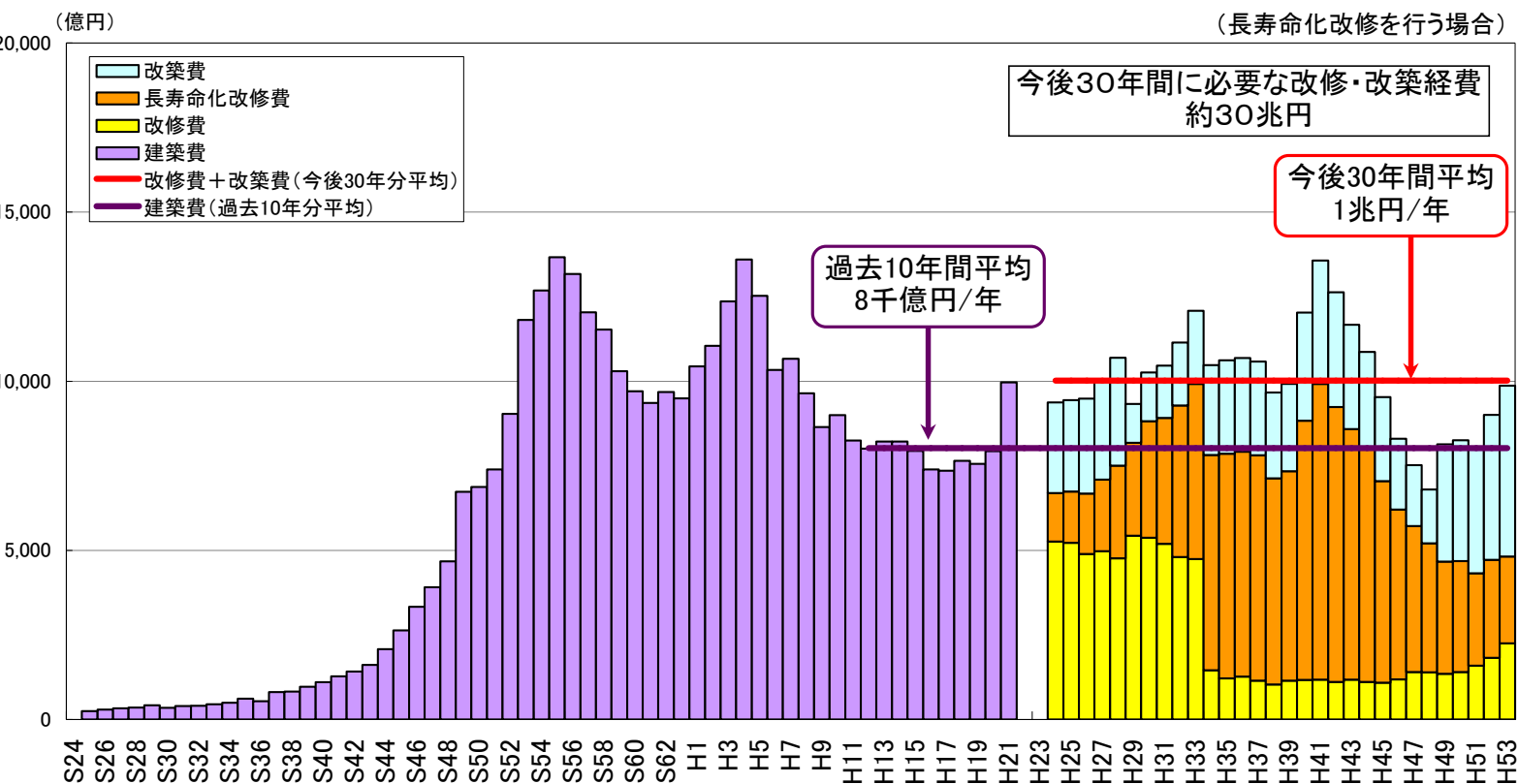
公立小中学校における将来の更新費用の試算③

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



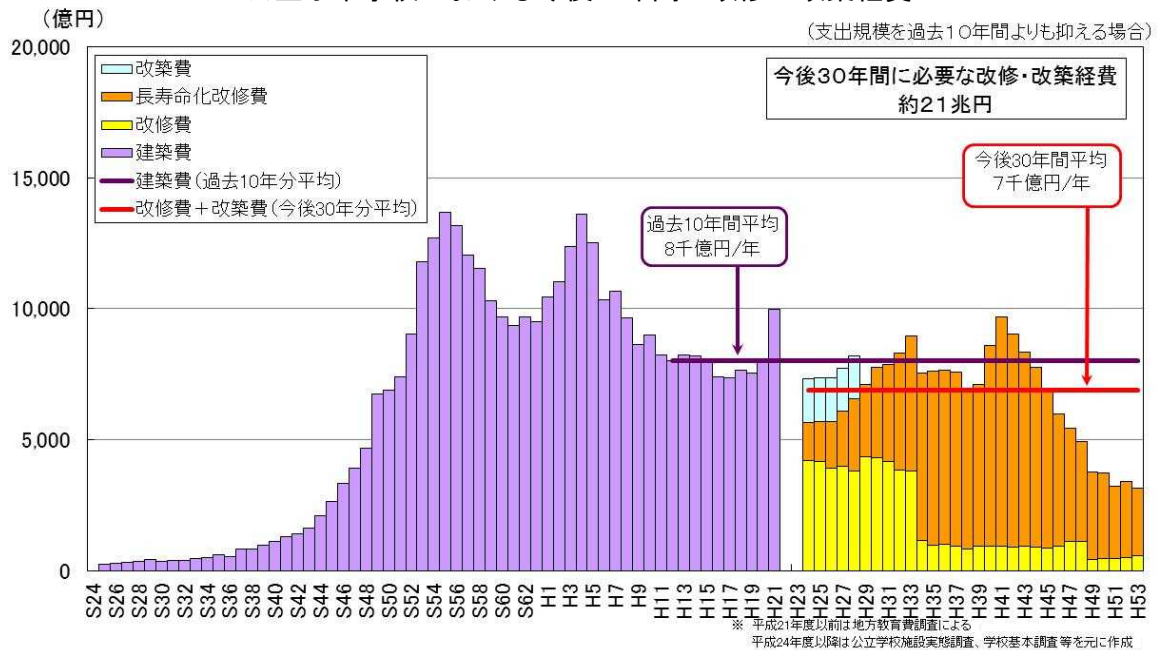
公立小中学校における将来の更新費用の試算④

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



公立小中学校における将来の更新費用の試算⑤

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



この結果を導くための条件（P103「試算の際に仮定した条件Ⅱ。」と異なる点）

1. 既存ストック

- 保有面積は30年間で約35%減少。（推計人口減少数（国立社会保障・人口問題研究所）を適用。）

2. 改修・改築時期

- 築50年で全て長寿命化改修。その後、築80年で改築。
〔・ 築51年以上の建物は長寿命化改修を行わない。〕

3. 単価

- 改築・改修単価は「P103「試算の際に仮定した条件Ⅱ。」の8割。長寿命化改修単価は改築単価の6割。

長寿命化改良事業の創設（平成25年度予算案）

【概要】

従来、改築（建て替え）していた老朽施設の再生を図るため、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的要請に応じた改修を支援

【対象校】 幼稚園、小学校、中学校、
中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

【対象建物】 校舎、屋内運動場、寄宿舎

【算定割合】 1／3 ※併せて改築と同様の地方財政措置（予定）

【補助要件】 耐力度調査の結果、基準点以下となった建物

下限額：7,000万円（小規模校1,000万円、幼稚園400万円）

整備事例

◆建物の耐久性を高めるもの

- ・ 構造躯体の長寿命化対策を実施するもの
（コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等）
- ・ 耐久性に優れた材料等を使用するもの
（劣化に強い塗装・防水材等の使用）
- ・ 維持管理や設備更新の容易性を確保するもの
- ・ 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新

◆現代の社会的要請に応じるもの

- ・ 少人数指導など多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供
- ・ 断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策

長寿命化による効果

- ・ 現行では40年程度で改築。しかし、技術的には通常の改修よりグレードの高い改善を行うことにより70～80年程度使用することが可能。
- ・ 改築に比べて工事費が安価で、排出する廃棄物量も少ないというメリット。

改築と長寿命化改良の比較（試算） ～4,000㎡の鉄筋コンクリート造小学校校舎（12学級）の場合～

	改築事業	長寿命化改良事業
事業費	建築単価（約15万円/㎡）×面積（4,000㎡）＝約6億円 補助率1／3（国庫補助約2億円、 地方負担約4※1億円 ） ※1 地方負担のうち、2.4億円は地方財政措置により、元利償還金に対する交付税措置有り（平成24年度）	長寿命化改良単価（約9※2万円/㎡）×面積（4,000㎡） ＝約3.6億円 補助率1／3（国庫補助約1.2億円、 地方負担約2.4※3億円 ） ※2 長寿命化改良単価は、改築事業の建築単価の6割を予定 ※3 改築と同様の地方財政措置（予定）
工事内容	建物の改築	建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設への改修

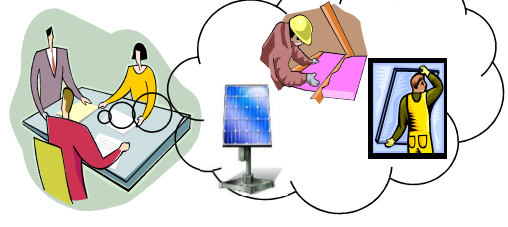
学校施設老朽化対策先導事業（平成25年度予算案額：6,708千円）

- ①100年学校モデル（建築後100年程度使用することを目指した改修モデル）
- ②優れたリニューアル改修モデル（多様な学習方法等への適合や省エネ化等の
現代の社会的要請に対応した改修モデル）
- ③複合化・減築モデル（他の公共施設との複合化や減築を利用した改修モデル）

3か年事業の初年度

→ 原則、①～③について各1件を選定

基本計画の策定



【事業内容】

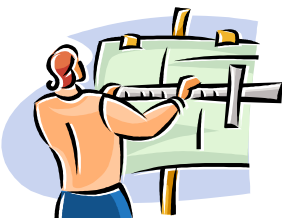
全国3地域程度の自治体において、学校設置者、学校関係者、地域住民、設計者等を交え、長寿命化改修の内容に関するワークショップの実施

【補助内容】

基本計画の策定に係る費用について財政支援

3か年事業の2年目

基本設計・実施設計の実施



【事業内容】

初年度に実施したワークショップの結果を踏まえ、長寿命化改修の基本設計と実施設計を実施

※設計費は工事費に算入

3か年事業の最終年度

【事業内容】

実施設計に基づき、長寿命化改修工事の実施

補助率（H25'時点）

1／3

事業費：実工事費

長寿命化改修工事の実施



【補助内容】 学校施設環境改善交付金による財政支援（事業の優先採択・補助単価の加算）

公立学校施設の老朽化対策の 検討に係るアンケート調査結果

公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果

1. 調査の目的

公立小中学校施設の老朽化の現状や自治体における老朽化対策の取組状況について把握し、もって老朽化対策検討特別部会における議論の基礎資料とする。

2. 調査の概要

- (1) 調査対象 各市区町村教育委員会施設主管課長
(2) 実施期間 平成24年5月2日から平成24年6月4日まで

3. 調査結果

- 市区町村数 1, 742
- 対象市区町村数 1, 666※
- 有効回答数 1, 663 (回答率 99.8%)

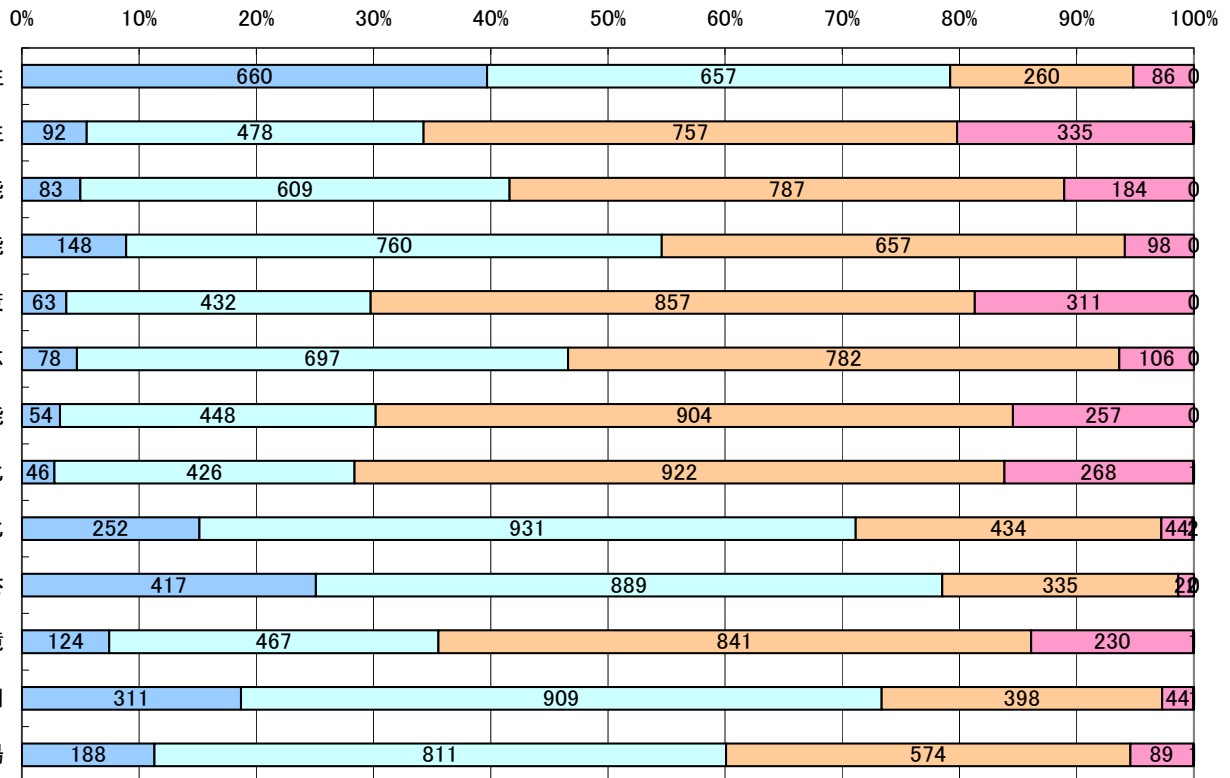
※東日本大震災等の影響により提出が困難な自治体、経年25年以上の公立小中学校施設を保有していない自治体を除いたもの

1. 学校施設全般について

現在保有する学校施設に対する意見

建物の耐震性や施設の広さ等について十分であるとの意見が多くを占める一方、老朽化対策や非構造部材の耐震性、環境性能、バリアフリー化等について不十分との意見が多い。

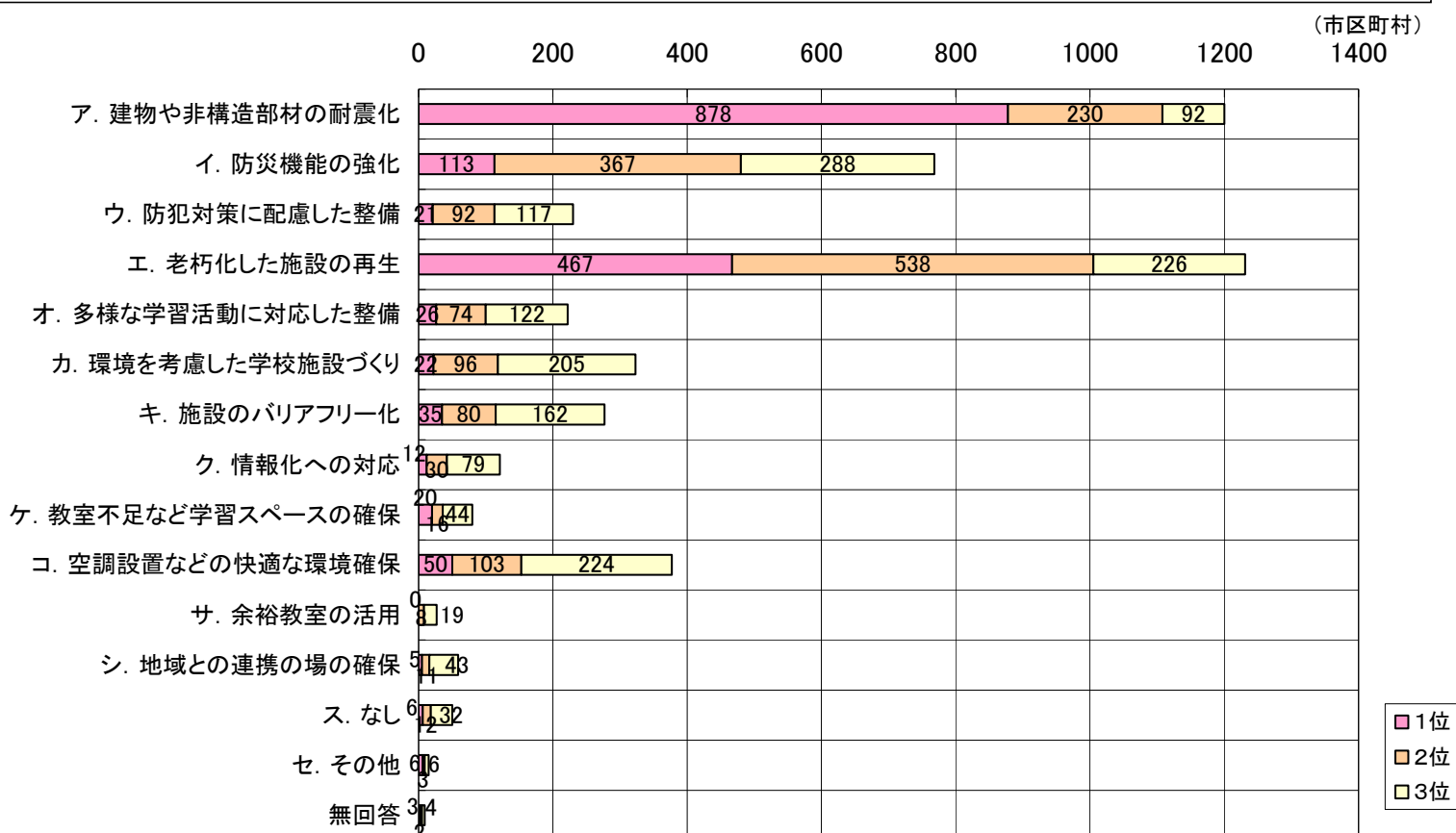
■ 4(十分) ■ 3 ■ 2 ■ 1(不十分) ■ 無回答



1. 学校施設全般について

今後、特に重要と考える学校施設整備の課題

老朽化した施設の再生、建物や非構造部材の耐震化、防災機能の強化が特に重要と考える市区町村が多い。

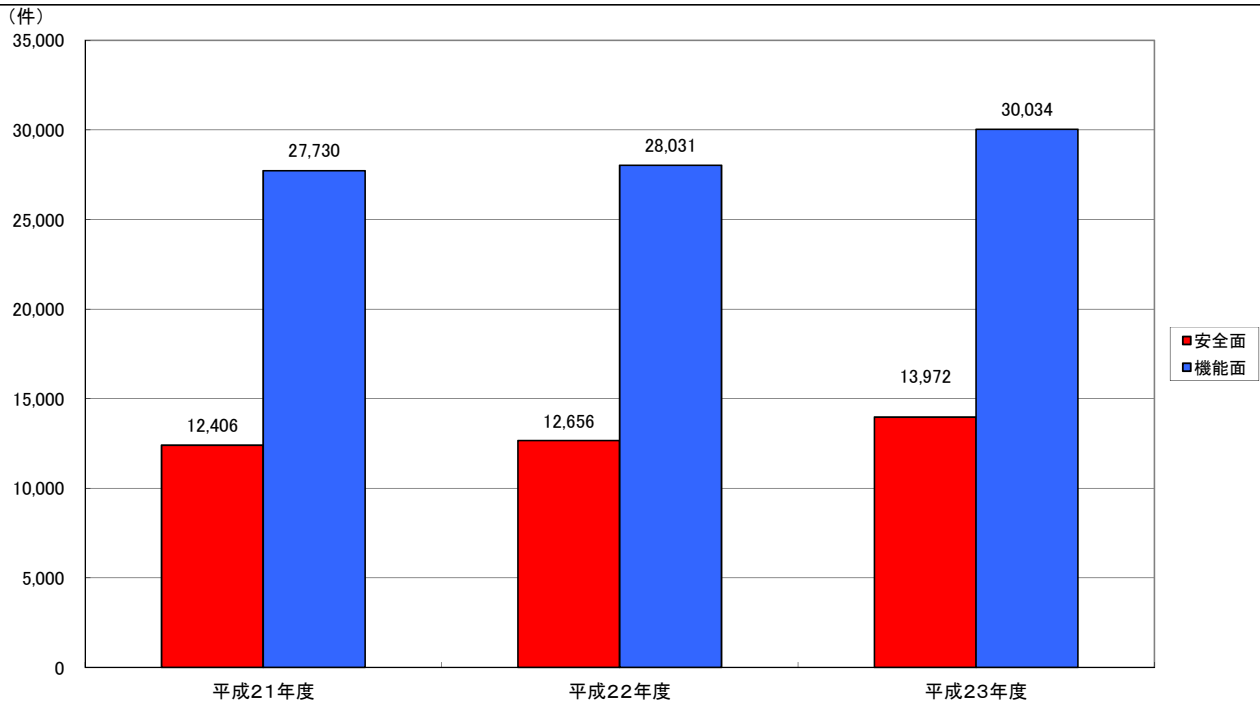


2. 学校施設の老朽化対策について

(1) 老朽化の現状について

主に老朽化が原因で発生した不具合

平成23年度における不具合は、安全面が約1万4千件、機能面が約3万件となっている。
(年間当たりの安全面での不具合は概ね2校に1件程度、機能面での不具合は1校に1件程度発生。)



安全面: 建築物が経年によって損傷を受け、例えばその一部分(モルタル、タイル、窓など)が脱落するなどの事例
機能面: 劣化が進行し、例えば雨漏りが生じて学校での活動に支障を来した事例や財産を損傷するおそれがあった事例

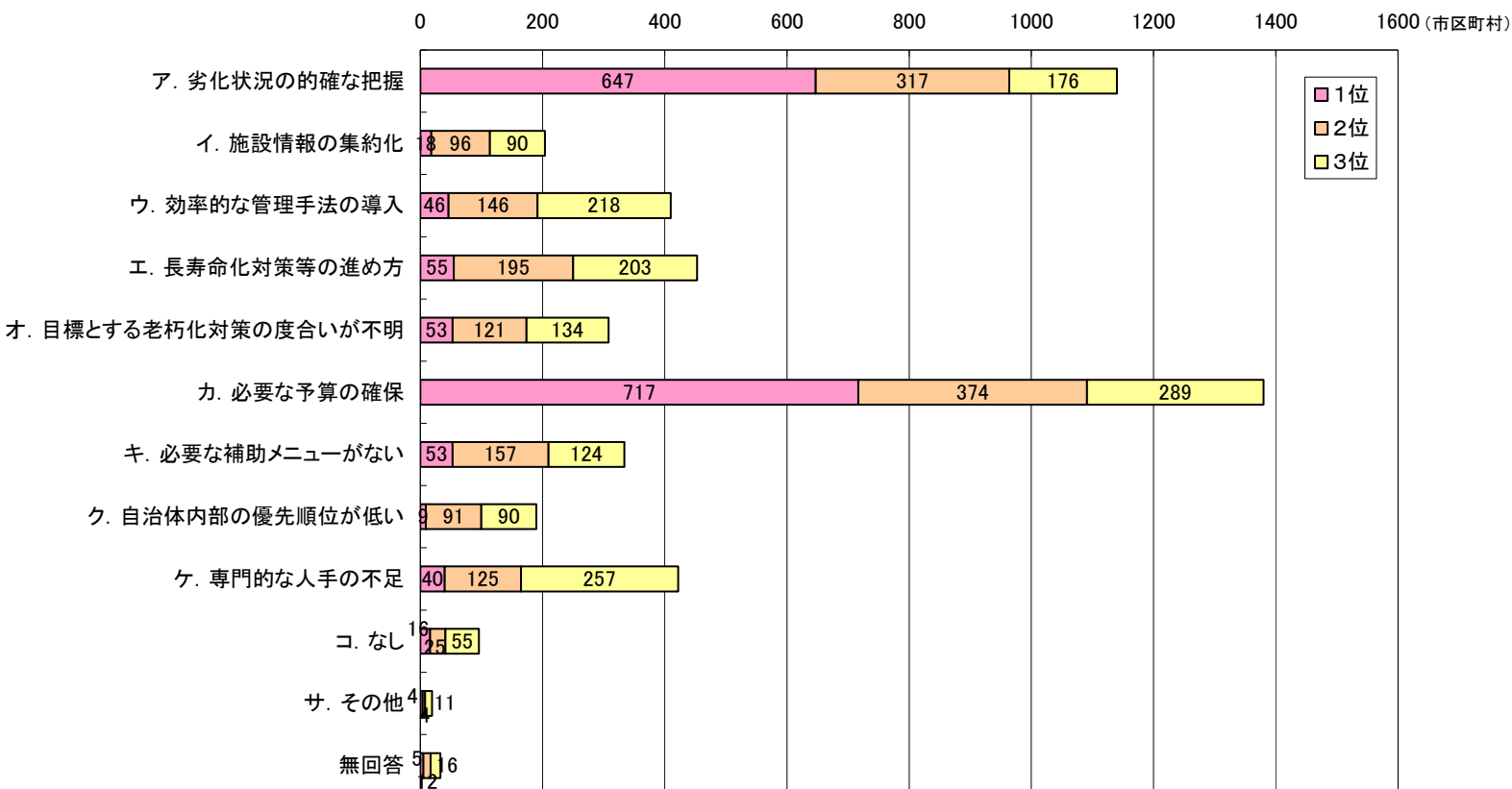
※教育委員会が把握している範囲で計上されたもの(正確な件数が分からない場合は概数)
※過去3年間分把握していない市区町村の場合、直近のものと同数の不具合が発生しているものとして計上
※東日本大震災等の大規模災害によるものを除く

2. 学校施設の老朽化対策について

(1) 老朽化の現状について

老朽化対策において課題と考えている事項

必要な予算の確保と劣化状況の的確な把握が課題と考えている市区町村が多い。

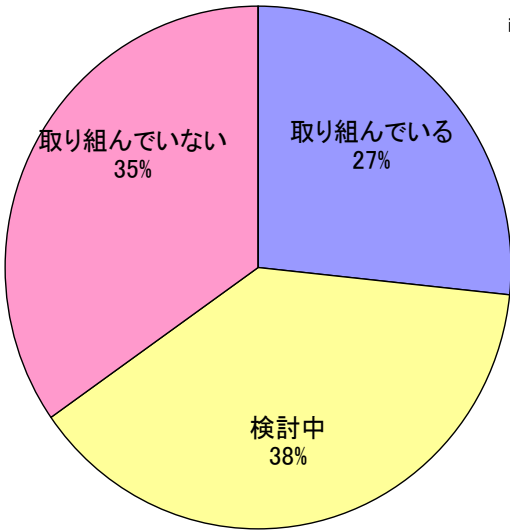


2. 学校施設の老朽化対策について
(2) 計画的な整備について

老朽化対策の中長期計画の策定状況

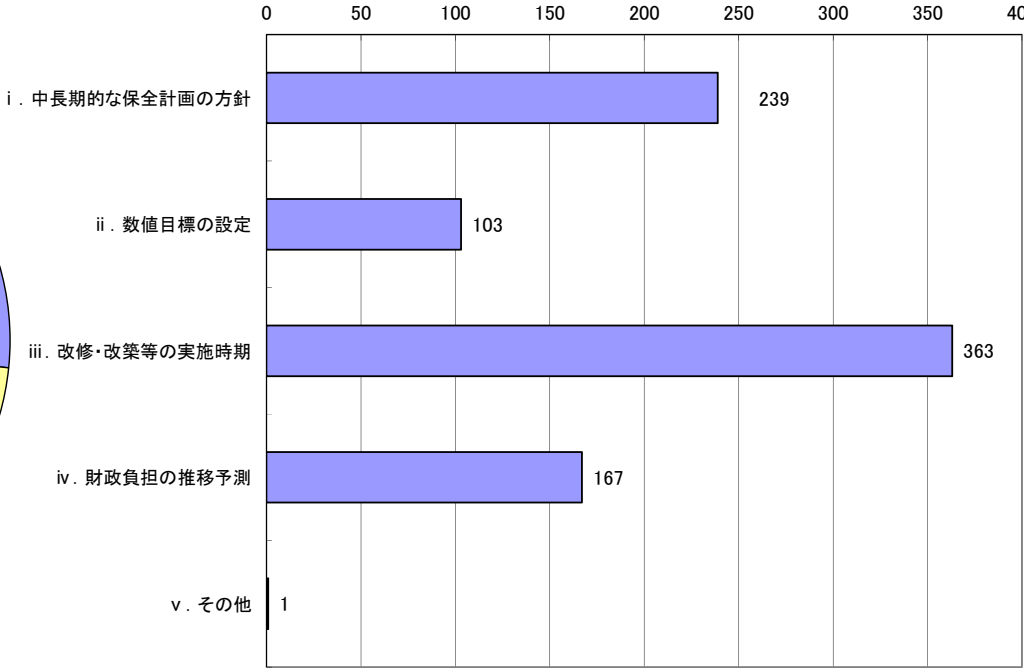
中長期計画の策定に取り組んでいる自治体は約3割に留まっている。

ア. 中長期計画の策定状況



イ. (左記で取り組んでいると答えた場合) 記載内容

(市区町村)



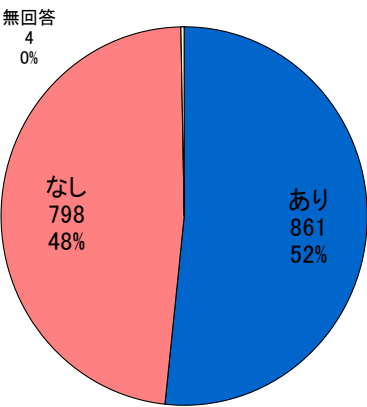
※重複回答あり

2. 学校施設の老朽化対策について
(2) 計画的な整備について

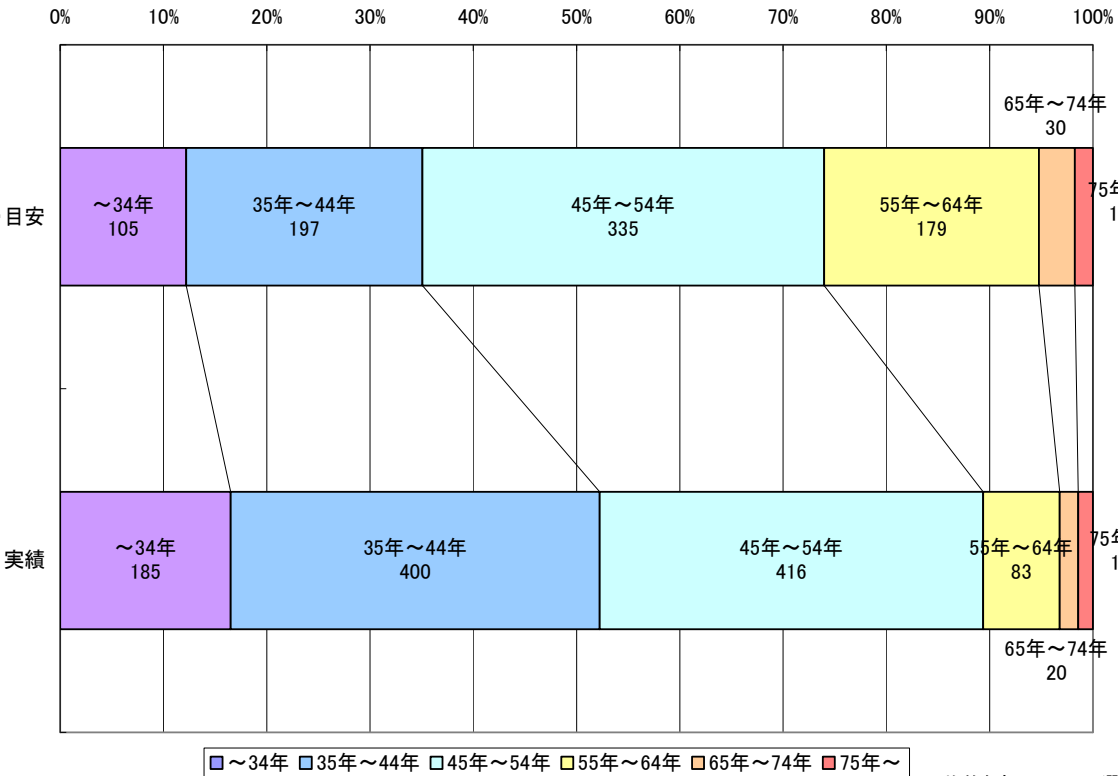
校舎・体育館の老朽化に係る改築周期

多くの市区町村が改築の周期を50年程度としており、65年を超える年数を設定している市区町村は少ない。また、実績は目標・目安より早まる傾向が見られる。

目標・目安の有無



目標・目安としている周期、これまでの実績



■ ～34年 ■ 35年～44年 □ 45年～54年 ■ 55年～64年 ■ 65年～74年 ■ 75年～

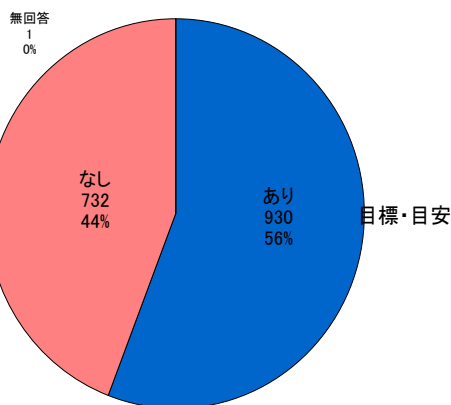
※平均的なものについて選択

2. 学校施設の老朽化対策について (2) 計画的な整備について

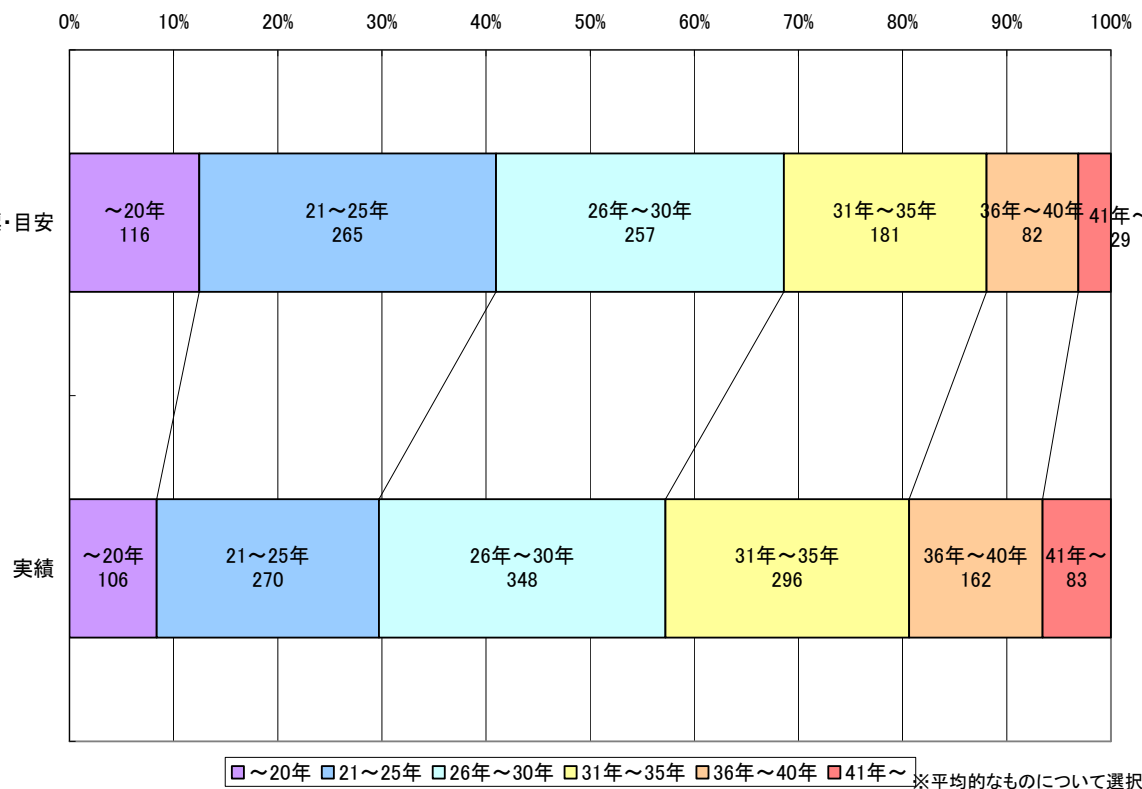
校舎・体育館の大規模改修の周期

改修の周期は20～30年前後を目標・目安としている市区町村が多い。また、実績は目標・目安より遅くなる傾向が見られる。

目標・目安の有無



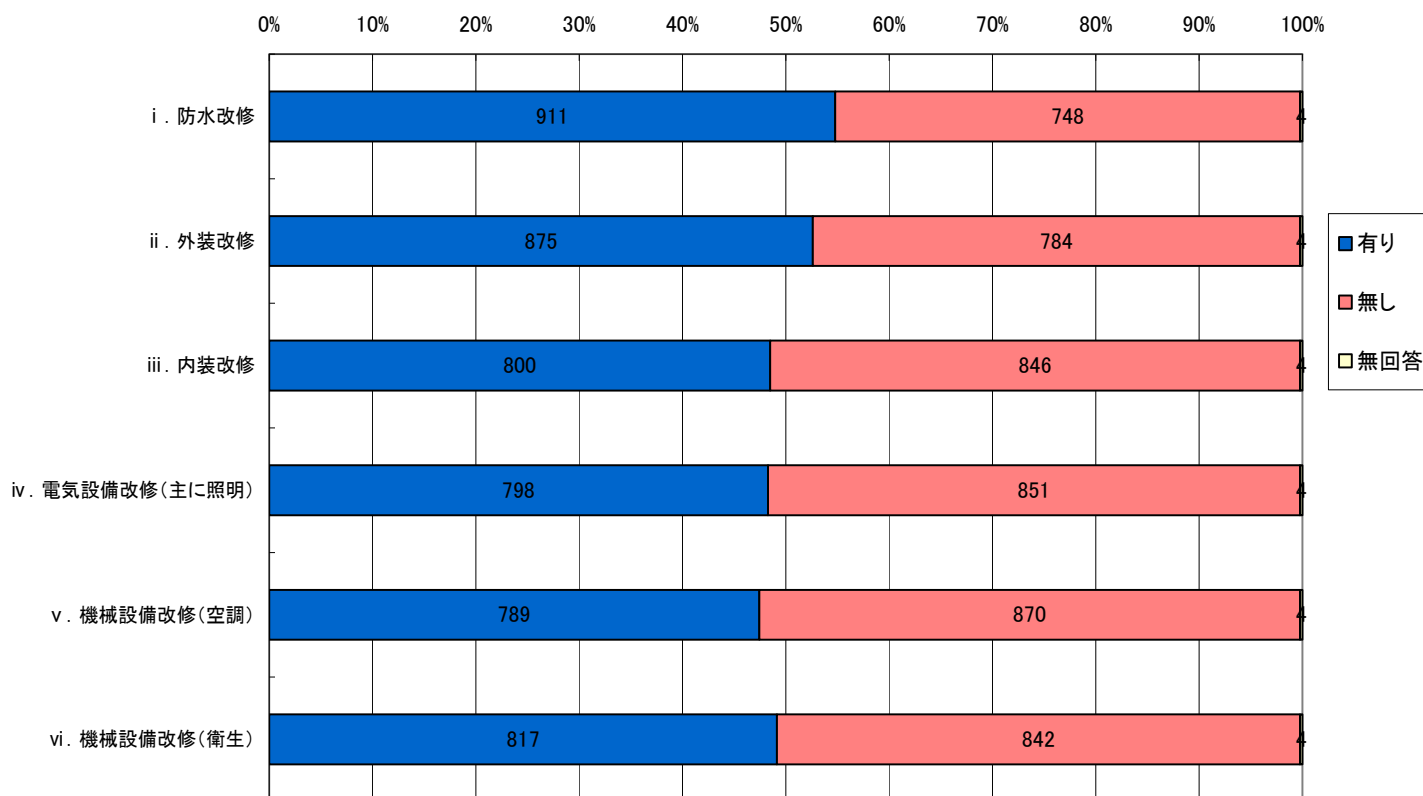
目標・目安としている周期、これまでの実績



2. 学校施設の老朽化対策について (2) 計画的な整備について

中規模な改修の周期（目標・目安設定の有無）

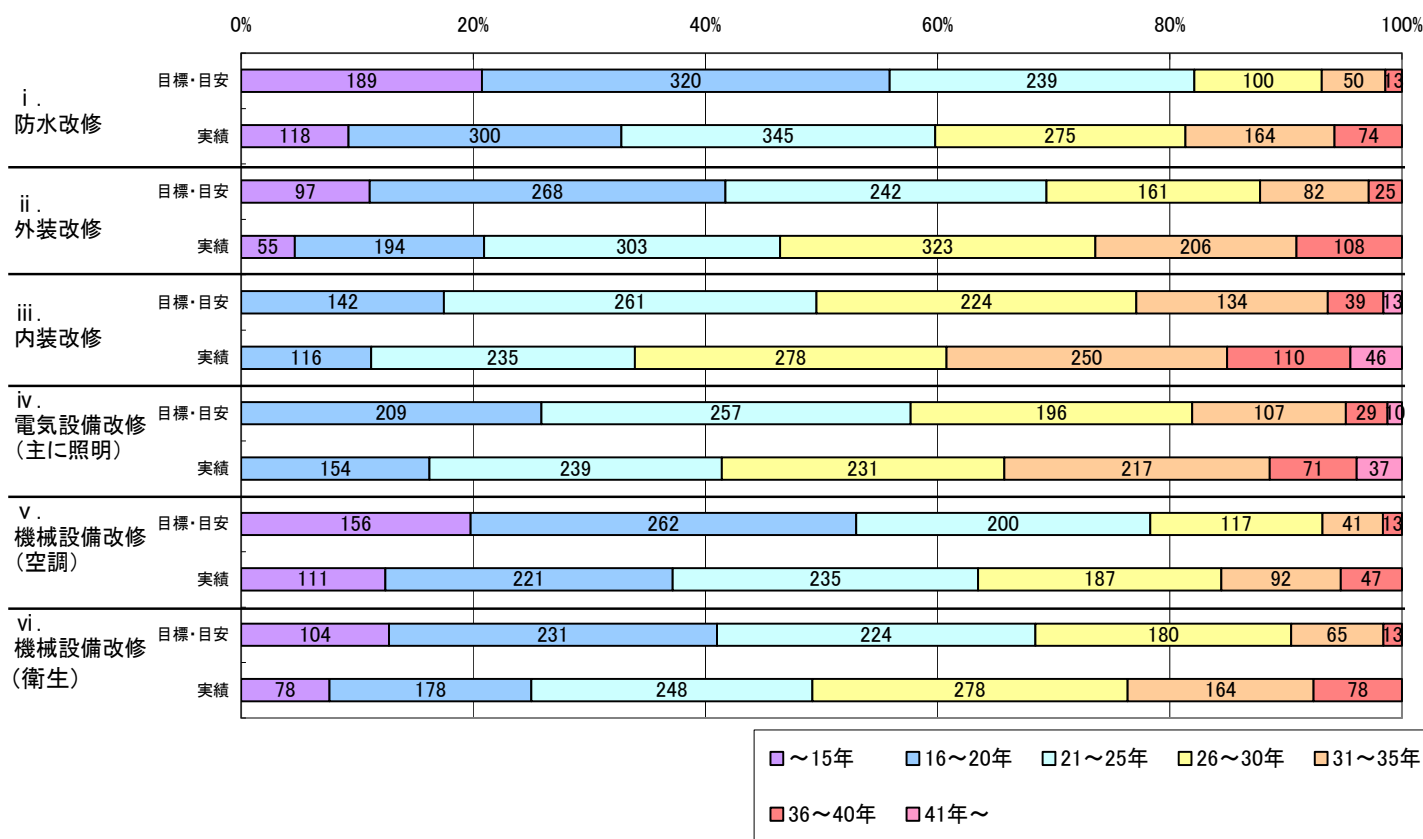
中規模な改修の周期について、目標・目安を設定している市区町村は概ね半数。



2. 学校施設の老朽化対策について
(2) 計画的な整備について

中規模な改修の周期

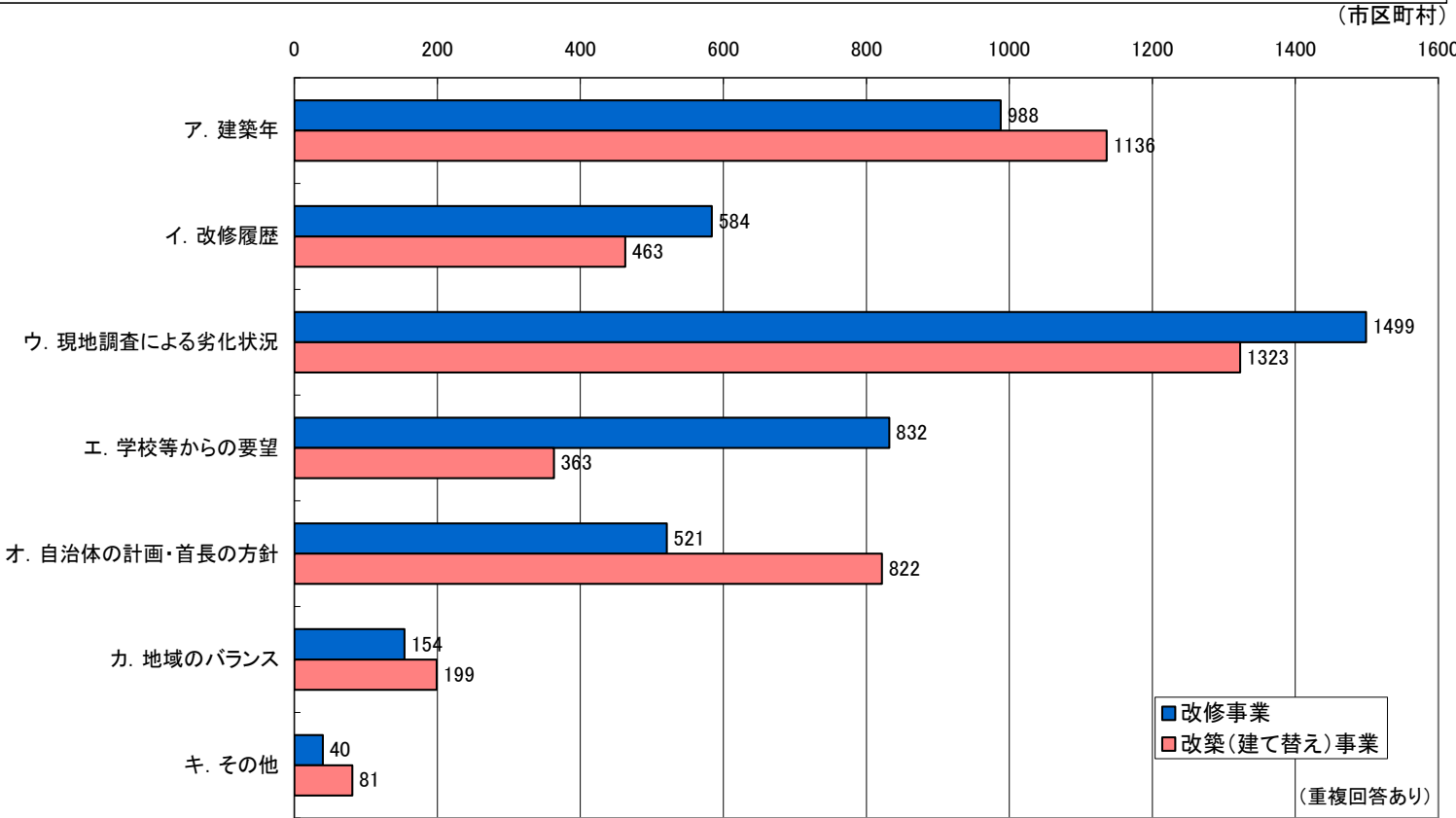
いずれの改修も、目標・目安としている周期より、実績が遅くなる傾向にある。



2. 学校施設の老朽化対策について
(2) 計画的な整備について

改修・改築事業の優先順位付けの方法

改修・改築事業の優先順位付けは、現地調査によって把握した施設の劣化状況を元に行っている市区町村が最も多い。



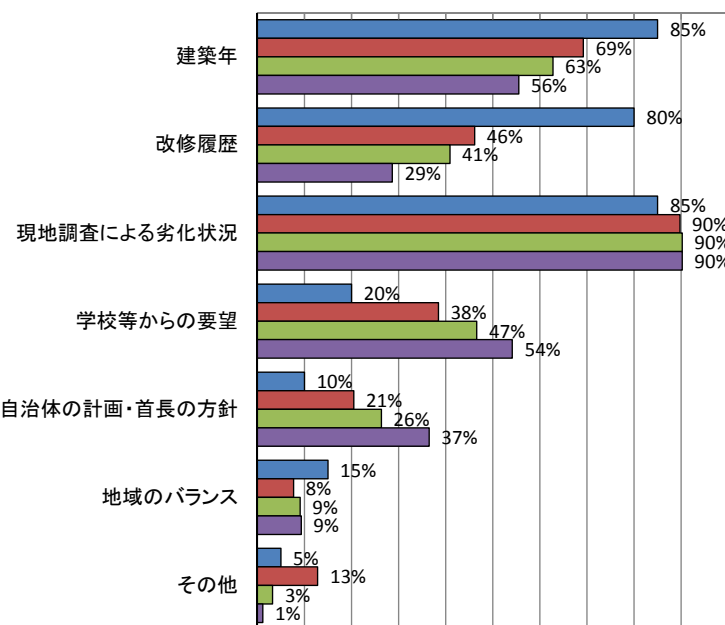
2. 学校施設の老朽化対策について (2) 計画的な整備について

改修・改築事業の優先順位付けの方法(自治体の規模別)

自治体の規模が小さくなるほど、改修や改築を決定する際、「学校等からの要望」や「自治体の計画・首長の方針」が重要な要素となる傾向がある。

改修事業

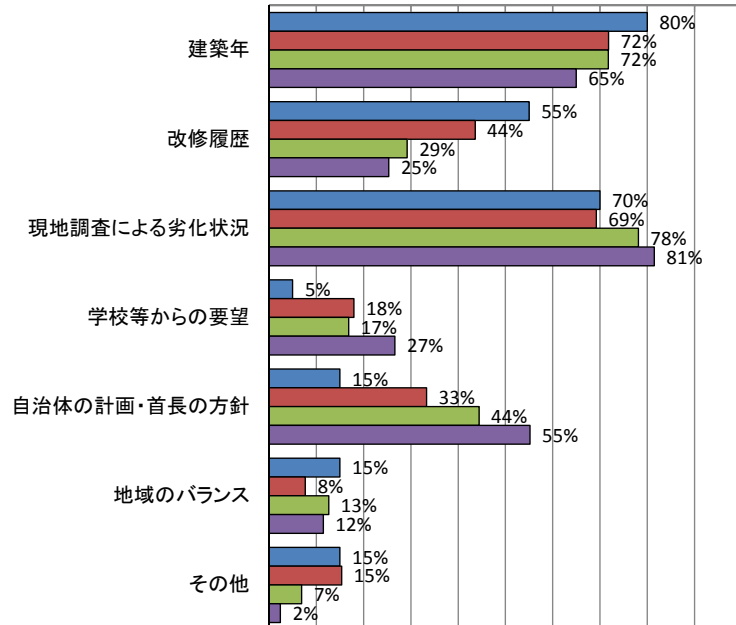
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 政令市 ■ 中核市 ■ その他の市 ■ 町村

改築(建て替え)事業

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 政令市 ■ 中核市 ■ その他の市 ■ 町村

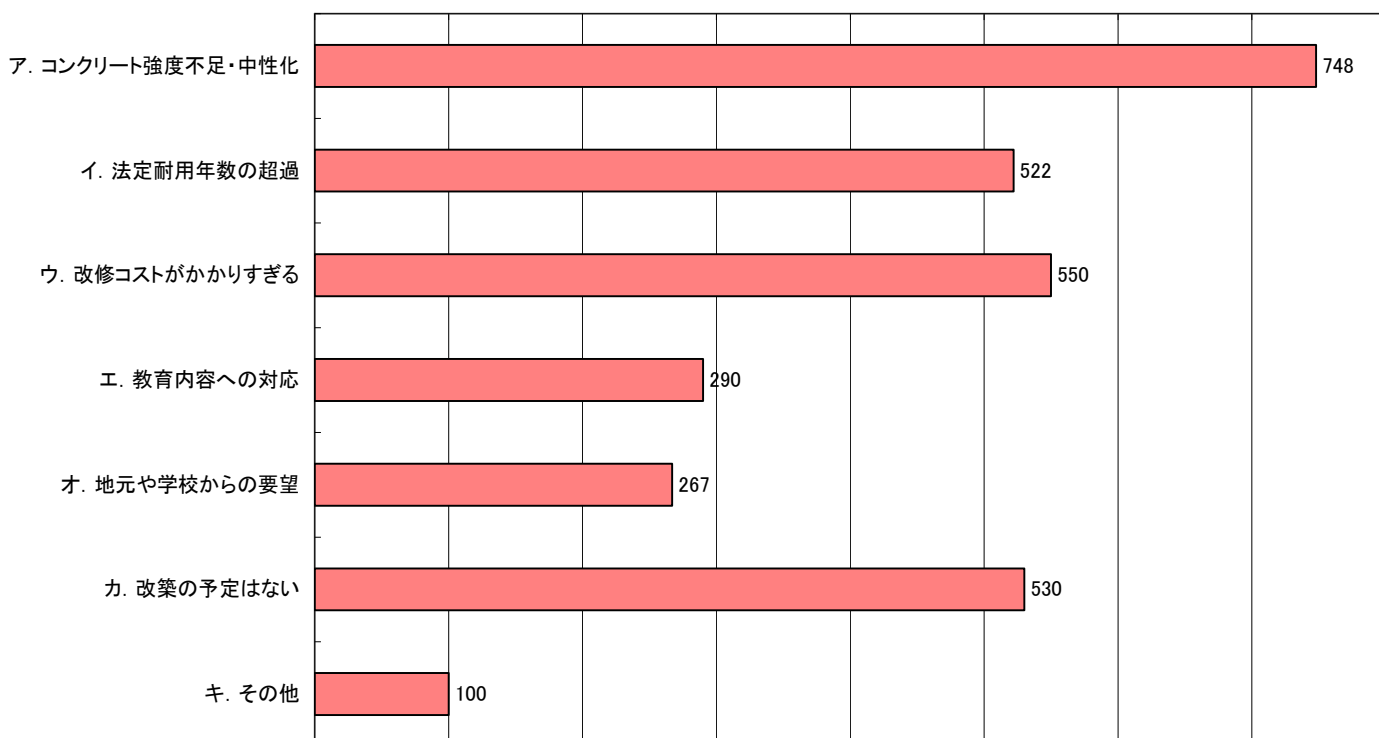
2. 学校施設の老朽化対策について (2) 計画的な整備について

改修ではなく改築を選択する理由

コンクリート強度不足・中性化や改修コストがかかりすぎる、法定耐用年数の超過を挙げる市区町村が特に多い。

(市区町村)

0 100 200 300 400 500 600 700 800

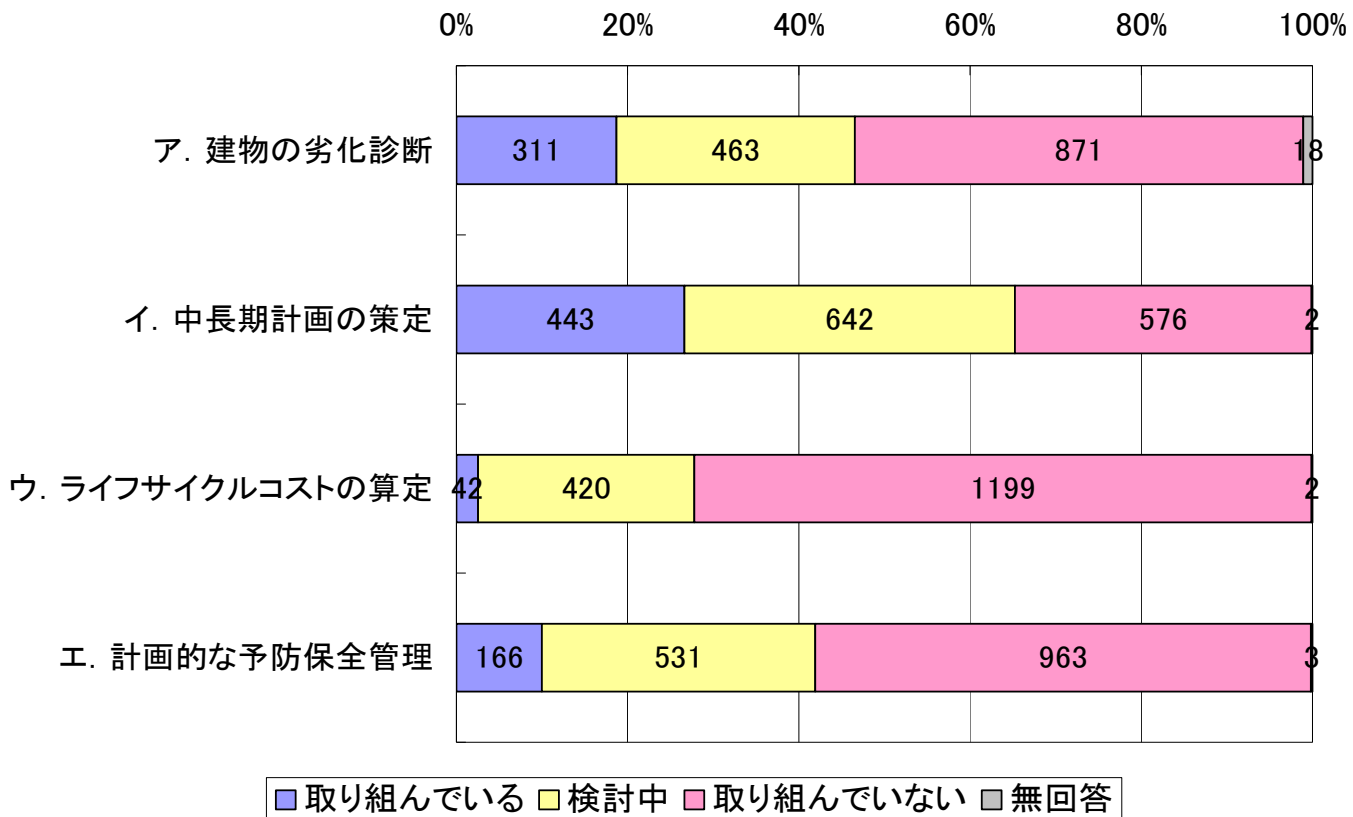


(重複回答あり)

2. 学校施設の老朽化対策について
(2) 計画的な整備について

老朽化対策の積極的取組状況

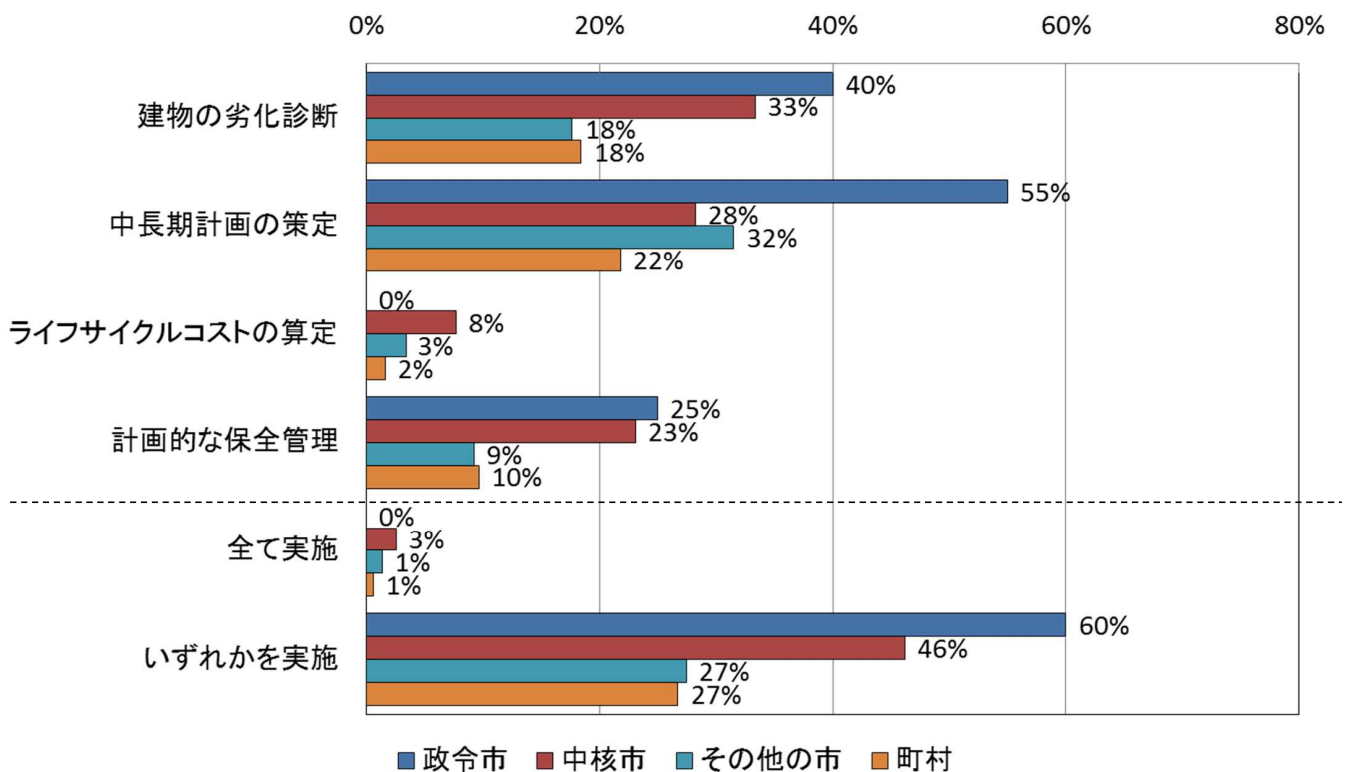
積極的な取組を行っていない市区町村が過半数を占めている。



2. 学校施設の老朽化対策について
(2) 計画的な整備について

老朽化対策の積極的取組状況(自治体の規模別)

自治体の規模が大きいほど積極的に取り組む傾向がある。



2. 学校施設の老朽化対策について
(3) 老朽化対策に関する要望について

国に提供してほしい情報（自由記述）

<主な意見>

- 長寿命化等の具体的な事例
- 改修、長寿命化等の手法、指針
- 改修、改築時期の目安
- コスト
- 劣化診断の方法、指標化
- 補助制度

補助制度への要望（自由記述）

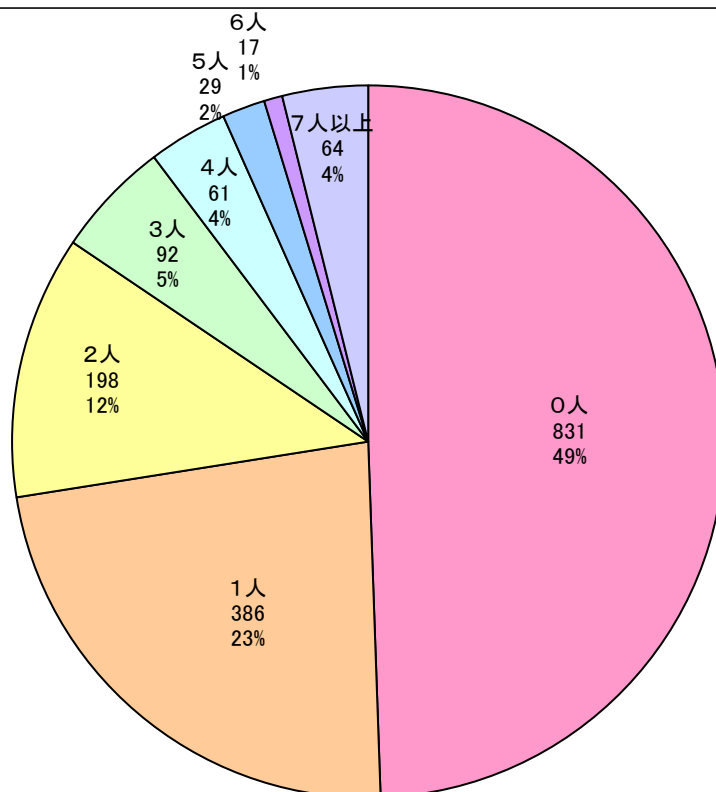
<主な意見>

- 補助率の嵩上げ、単価の増
- 大規模改造（老朽）事業の上限額引き上げ（現行：原則2億円）
- 大規模改造（老朽）事業の下限額引き下げ（現行：原則7千万円）
- 部分改修の補助対象化
- 補助メニューの多様化
- 手続きの簡素化・早期化、使い勝手のよい制度設計
- 事業の採択・予算の確保

3. その他

教育委員会における施設担当技術職員の数

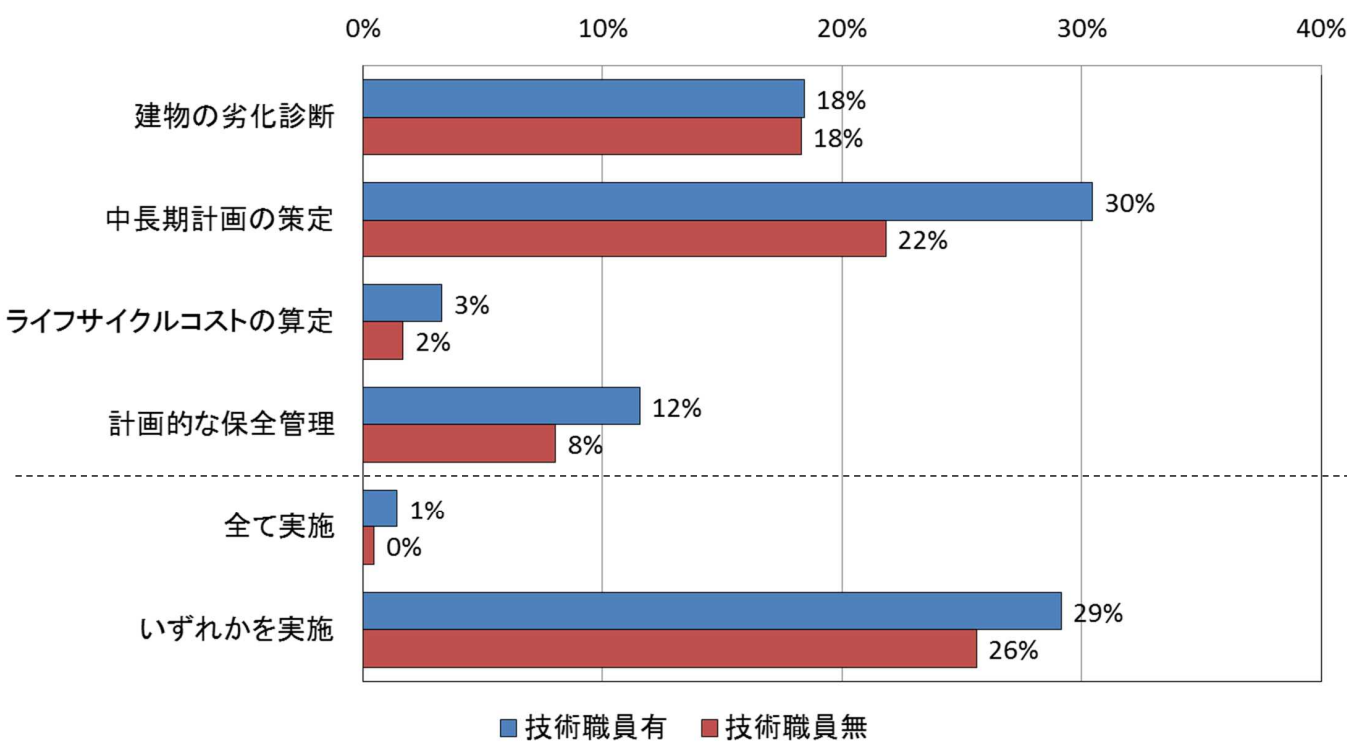
半数程度の自治体で施設担当技術職員が配置されていない。



※数字は自治体数
※経年25年以上の学校施設を保有していない自治体を含む

老朽化対策の積極的取組状況（技術職員の有無別）

技術職員がいる自治体では、いない自治体と比較して中長期計画が策定される傾向がある。



公立学校施設の老朽化対策の検討に係るアンケート調査結果（追加）

1. 調査の目的
- 公立小中学校施設の老朽化の現状や自治体における老朽化対策の取組状況について把握し、もって老朽化対策検討特別部会における議論の基礎資料とする。
2. 調査の概要
- (1) 調査対象 各市区町村教育委員会施設主管課
- (2) 実施期間 平成24年10月26日から平成24年11月13日まで
3. 調査結果
- ・ 市区町村数

1, 7 4 2
- ・ 有効回答数

1, 7 3 0（回答率 99.3%）